

医療保険制度改革PTの活動状況について

平成 23 年 11 月 21 日

医療保険制度改革PTリーダー
栃木県知事 福田 富一

1 プロジェクトチームの設置目的

医療保険制度改革において、地方にとって、短期・中期的な課題となる国民健康保険制度等の医療保険制度の見直しについて議論し、全国知事会としての意見を取りまとめる(その際、全国知事会としての医療保険制度改革の目指すべき方向である「全国レベルでの一元化」も見据えながら議論を進める。)

2 検討経過等

6.30 社会保障・税一体改革成案(政府・与党決定)

- ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化(低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度))
- ・高齢者医療制度の見直し

8.18 第1回PT:「国民健康保険制度の見直し等に係る論点」の確認

論点①国民健康保険制度の構造的な問題の解決のためには、何が必要か。

②都道府県が積極的に担う覚悟があるとする「責任」とは何か。

③構造的な問題の抜本的解決が図られ、持続可能な制度が構築された場合、現行の後期高齢者医療制度との関係はどうするのか。

9.30 第5回「国保基盤強化に関する国と地方の協議」事務レベルWG

財政運営の広域化が議題となるが、国から都道府県単位化の具体的姿は示されず

10.20 第2回PT: 10/24開催 政務レベル協議提出意見の決定→別添110.24 第1回「国保基盤強化に関する国と地方の協議」(政務協議)

→別添2(結果概要)

厚労省：小宮山大臣、辻副大臣、藤田大臣政務官

地方：福田栃木県知事、岡崎高知市長、齋藤秋田県井川町長

11.17 第6回「国保基盤強化に関する国と地方の協議」事務レベルWG年内 第2回「国保基盤強化に関する国と地方の協議」(政務協議)(予定)

3 今後の対応

国からの財政基盤強化・財政運営の都道府県単位化等の具体策の提案を受け、PTにおいて全国知事会としての意見をまとめ、市長会・町村会と調整の上、年内に開催予定の政務協議において申し入れる。

国民健康保険制度の構造的な問題の抜本的な解決 に向けた検討を求める

全国知事会は、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」への参加に当たって、高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」の法制化とは切り離し、国保の基盤強化について議論するという趣旨から、国の要請に応じたものである。

ところが、「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）を受け、事務レベル協議では、市町村国保が5,400億円の法定外繰入と繰上充用を行うなど厳しい財政運営を余儀なくされている状況に対し、国保の基盤強化策を「低所得者対策2,200億円」に限定し、また、「財政運営の都道府県単位化」が協議項目に追加されるなど、持続可能な制度の構築という大前提を抜きに議論を進めようとするのは問題であり、真に持続可能な制度とするためには、将来推計を明らかにした上で、成案に基づく公費投入を含め、あらゆる方策について検討を行うべきである。

国保制度の構造的な問題に対する抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、都道府県としても積極的に責任を担う覚悟ではあるが、これまでの協議を踏まえると、持続可能な制度の構築に向けた具体的なイメージが全く見えない。

そのため、今後、政務協議を進めるに当たり、以下のことを申し入れる。

1 国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向けて

(1) まずは真に財政基盤の強化を図るための議論をすべき

成案では、低所得者保険料軽減の拡充等による財政基盤強化策と併せ、財政運営の都道府県単位化が示されているが、まずは真に財政基盤の強化を図るための議論をすべきである。

(2) 国は財政責任を果たすとともに安定的な財源を確保すべき

国保の構造的な問題の解決に向け、一層の国費投入など、国はどのように財政責任を果たしていくのか明確にすべきである。

また、今後の医療費や保険給付費の増嵩に対応した安定的で持続可能な制度とするため、国・地方を通じた恒久財源をどのように確保していくのかを明らかにすべきである。

(3) 早急に医療費、保険料、公費負担等の将来推計を示すべき

本来、医療保険制度の改革に当たっては、対象となる者、各保険者、公費負担等多方面に大きな影響を及ぼすものであることから、将来にわたり持続可能な制度とする必要がある。

そのため、国においては、早急に医療費、保険料、公費負担等の将来推計を示すべきであり、特に、低所得者対策としての2,200億円の公費

投入により、5,400 億円にのぼる法定外繰入と繰上充用がどの程度減少するのか等、成案に示された改革案が国保の構造的な問題の解決に寄与するのか検証できるよう、データにより示すべきである。

(4) 財政運営の都道府県単位化の具体策を示すべき

財政運営の都道府県単位化については、これまでの協議において十分議論されず、具体的な制度や仕組みも明らかにされていない。

財政運営の都道府県単位化については、まずは国の責任において、法定外繰入の解消や保険料の適切な水準の設定等、保険運営の改善につながるような対応を図るべきであり、その上で、種々の都道府県単位化の具体的な制度設計及びそれがもたらすメリット・デメリット等のデータを示し、その是非も含め議論すべきである。

2 後期高齢者医療制度について

成案では高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえた高齢者医療制度の見直しについても掲げられているが、同会議の「最終とりまとめ」では、75歳以上を国保と被用者保険に戻し、年齢による区分という問題を解消するとしている一方で、区分経理は残すなど、実態は看板の掛け替えに過ぎない。さらに、加入する制度により保険料の違いが出ることから新たな不公平が発生し、システム整備にも多額の費用を要するなど、様々な問題を抱えている。

現行の後期高齢者医療制度は、高齢者の受益と負担の明確化、保険料負担の公平化を図ったものであり、施行から3年半を経過し定着していることから、拙速に「最終とりまとめ」に基づく新制度へ移行する必要はなく、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきである。

平成 23 年 10 月 24 日

全 国 知 事 会

「第 1 回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(政務協議)」 結果概要

日 時：平成 23 年 10 月 24 日(月) 12:30~13:30

場 所：厚生労働省共用第 7 会議室

【結果概要】

- まず、小宮山厚生労働大臣が冒頭挨拶において、成案に低所得者対策を中心とした財政基盤強化と都道府県単位化を盛り込み、税制抜本改革と併せ 2012 年以降速やかに法案を提出し、順次実施する予定であること、国保の構造的問題を解決するため、地方団体の意見を伺いながら改革を進めていきたい旨発言があった。(小宮山大臣は冒頭挨拶のみで退席)
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会それぞれが、事前に意見書を提出し、意見書の内容を中心に説明を行った。
- 福田栃木県知事は、持続可能な制度が構築されるならば、都道府県としても積極的に責任を担う覚悟はあるが、これまでの事務レベルの協議では具体的なイメージが見えないことから、政務協議を進めるに当たり、国保の構造的な問題の解決に向けて、まずは真に財政基盤の強化を図るための議論をすべきこと、財政運営の都道府県単位化の具体策を国に示すこと等を申し入れる意見書の内容に加え、「低所得者対策 2,200 億円」と「財政運営の都道府県単位化」、さらに「高齢者医療制度の見直し」の 3 点セットの法案化は認めることが出来ない旨を強調するとともに、具体的な制度設計に当たっては、事務レベルのワーキング・グループを適宜開催し、地方と十分協議すること、また、当政務協議と法定の「国と地方の協議の場」との関係性を明確にし、さらには、然るべき段階で「社会保障・税一体改革分科会」等で議論すべき旨発言した。
- 岡崎高知市長からは、財政基盤の強化・拡充のため、成案で示された 2,200 億円は必ず確保してほしいが、それだけでは足りるとは思っていない旨、また、人口減少の中、国保の広域化は避けられず、優先順位の 1 位は財源強化だが、その上で広域化が必要との発言があった。
- 齋藤秋田県井川町長からは、2,200 億円はしっかり確保すべきだが、当財源は他制度の充実に流用せず、国保の財政基盤の安定化のためにしっかり使うべき旨、また、知事会の主張は理解するが、国保の広域化は避けられず、知事会、市長会、町村会がお互い歩み寄りながら広域化を進める必要がある旨発言があった。

- 辻厚生労働副大臣からは、都道府県単位化に関し、国保は多数の法則等に鑑み都道府県単位があるべき形ではないかと考えていること、また、必要な財源は社会保障・税一体改革の中で確保する必要があること、今後必要に応じて事務レベルWGにおいて議論していくこと、また、当政務協議と法定の国と地方の協議の場との関係については今後整理していくこと、さらに、次回の政務協議については社会保障・税一体改革の進捗を見極めつつ検討していく旨の発言があった。